

問X-3-⑥（金銭以外の財産の拠出を受けた場合の基金の取扱い）

基金として土地や有価証券など金銭以外の財産の拠出を受けた場合には、当該資産を公益目的財産額の算定において時価評価しなければならないのでしょうか。

答

- 1 特例社団法人が一般社団・財団法人法第131条の基金を引き受ける者の募集をした場合、その総額は、貸借対照表の純資産の部に計上されるものの、法人が基金の拠出者に対して同条の規定により返還義務を負うことから、公益目的財産額の算定においては、貸借対照表上の純資産額から基金の総額を控除することとしています。
- 2 基金として土地や有価証券など金銭以外の財産の拠出を受けた場合であっても、拠出額（金銭以外の財産については、拠出時の財産の評価額）を限度とした金銭の返還義務を負うこととなるため、金銭以外の財産を受け入れた時の取得価額をもって公益目的財産額の算定日における時価とみなすこととします。

（参照条文）

（基金を引き受ける者の募集等に関する定款の定め）

一般社団・財団法人法第131条 一般社団法人（一般社団法人の成立前にあつては、設立時社員。次条から第134条まで（第133条第1項第1号を除く。）及び第136条第1号において同じ。）は、基金（この款の規定により一般社団法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該一般社団法人が拠出者に対してこの法律及び当該一般社団法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
- 二 基金の返還の手続

（基金等）

一般社団・財団法人法施行規則第31条 基金（法第131条に規定する基金をいう。以下この章において同じ。）の総額及び代替基金（法第144条第1項の規定により計上された金額をいう。以下この章において同じ。）は、貸借対照表の純資産の部（前条第1項後段の規定により純資産を示す適当な名称を付したものを含む。）に計上しなければならない。

- 2 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。

（基金を引き受ける者の募集に関する特則）

整備法第87条 特例社団法人の基金を引き受ける者の募集については、一般社団・財団法人法第131条中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び事業年度」とする。

2～4 （略）